平成２６年（フ）第３７４６号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番８号　第２高山ハイツ407
債務者　田中　信広
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４３号
大阪府八尾市福万寺町南４丁目47番地の26、前住所大阪府東大阪市新上小阪13番17号
債務者　竹内せい子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８１号
大阪市都島区都島北通２丁目３番24―905号
債務者　寺島　吉夫
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１４号
大阪府豊中市春日町３丁目９番37号
債務者　松村　正治
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３４号
大阪市大正区南恩加島１丁目５番６号寄川ビル２号館502号
債務者　橋本　眞一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３７号
大阪府寝屋川市平池町30番20号
債務者　上谷加代子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７４号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３番13号ＹＡＮＯ花園ハイツ204号
債務者　レバンハイこと　ＬＥ　ＶＡＮ　ＨＡＩ
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―504号
債務者　杉本　浩美（旧姓大﨑）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８５号
大阪府高槻市京口町５番31号　マンション藤本102号、前住所大阪府高槻市明野町10番13号　明野アバンティ303号
債務者　森田　哲広
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８８号
大阪市淀川区木川西１丁目12番32号
債務者　森　　由紀
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９０号
大阪府門真市末広町39番16―502号
債務者　土本　幸一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１号
三重県伊勢市下野町669番地
債務者　川井　忠昭
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
岡山県倉敷市玉島乙島7403番地１　グランパル21Ｂ203
債務者　福田　浩平
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
岡山県笠岡市吉田2815番地品川コーポＨ３―101
債務者　北島　敏弘
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
岡山県倉敷市西阿知町564番地７　トゥインクル88―203号
債務者　藤原　光子（旧姓立畠）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
北海道北見市とん田西町215番地141　とんでん西ハイツ106号
債務者　須藤　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
岩手県花巻市諏訪273番地３
債務者　安倍由美子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第７９４号
さいたま市桜区道場２丁目５番１―101号、旧住所さいたま市桜区西堀６丁目15番21号コーポ中浦和Ⅱ105
債務者　近藤　伸一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係